

遠州豊田PA周辺地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住所
氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更

について下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 磐田市
- 2 地区名 (工業専用地区・工業地区1・工業地区2・工業地区3・
交流地区1・交流地区2)
- 3 行為の着手予定日 年 月 日
- 4 行為の完了予定日 年 月 日
- 5 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物又は工作物の建築	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)					
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i) 敷地面積			m ²	
		(ii) 建築又は建設面積			m ²	
		(iii) 延べ面積			m ²	
		(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途			
			(vi) かき又はさくの構造			
(vii) 外壁及び屋根の色						
(viii) 看板、広告物の有無	有 (建築物に接続・独立) ・無 高さ m、表示面積 m ²					
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m ²	
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				

- 備考
- 1 届出者が法人である場合には、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。

● 提出部数：1部 添付書類：案内図・配置図・求積図・平面図・立面図・仮換地証明(写)
(連絡先)